

施設使用料等料金表 目次

資料名	頁
おだわら市民交流センター利用料金	1
南足柄市女性センター使用料	3
小田原市総合文化体育館 小田原アリーナ 利用料金表	4
小田原市体育施設利用料金表（使用料表） ・城山陸上競技場 ・小田原テニスガーデン ・小峰庭球場	5
体育センター・総合グラウンド・大口河川敷グラウンド 料金表	6
パークゴルフ場料金表・運動公園料金表	8
小田原市体育施設利用料金表（使用料表） ・城山庭球場 ・城内弓道場 ・市営御幸の浜プール	9
生涯学習センター分館使用料	10
生涯学習センター国府津学習館使用料	11
郷土文化館 及び 松永記念館 施設使用料	12
尊徳記念館施設使用料	13
小田原市生きがいふれあいセンター使用料	14
りんどう会館施設使用料	16
保健センター使用料	17
小田原市梅の里センター・曾我みのり館利用料金	18
小田原市いこいの森利用料金	19
足柄森林公園丸太の森利用料金	20
サンサンヒルズ小田原 宿泊・会議室利用料	21
上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森わんぱくらんど 及び 辻村植物公園施設使用料	22
小田原市営住宅収入分位別家賃一覧	25
南足柄市営住宅収入分位別家賃一覧	26
地域センター使用料	27
コミュニティセンター使用料	28
小田原市民会館使用料	29
南足柄市文化会館施設料金表	33
南足柄市文化会館附属設備 及び 器具等使用料	36
生涯学習センター本館使用料	38
中部公民館使用料	42

資 料 名	頁
斎場使用料	4 3
漁港施設占用料	4 4
都市公園（行為）使用料	4 5
都市公園占用料	4 6
小田原市駅前広場・大雄山駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務に関する占用料及び使用料	4 7
小田原市道路占用料	4 9
南足柄市道路占用料	5 3
神奈川県道路占用料	5 6
国民健康保険料（税）の減免対象等に関する条例・要綱の比較	5 9
小田原市―南足柄市階層比較表【現況】 ・ 1号認定月額利用者負担	6 1
小田原市―南足柄市階層比較表【現況】 ・ 2号認定月額利用者負担 ・ 3号認定月額利用者負担	6 2
小田原市―南足柄市階層比較表【調整（案）】 ・ 2号認定月額利用者負担 ・ 3号認定月額利用者負担	6 3
市立幼稚園保育料	6 4
水道料金表（2か月）（税抜）	6 6
水道利用加入金 減免に係る比較調書	6 7
下水道事業受益者負担金徴収に係る減免等の基準一覧	7 0
平成28年度南足柄市通所介護事業所料金表 （自己負担額 地域密着型通所介護・5時間以上7時間未満）	7 2
未熟児養育医療費助成金に関する負担金	7 3

※南足柄市の公共施設使用料等の料金表については、南足柄市議会平成28年12月定例会において値上げが可決されており、本資料には値上げ後の料金表を添付。

おだわら市民交流センター利用料金

1 施設の利用料金

区分	単位	金額	
		午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
会議室 1	1時間	円 800	円 900
会議室 2		900	1,100
会議室 3		700	800
会議室 4		900	1,100
会議室 5		500	600
会議室 6		500	600
会議室 7		800	1,000
会議室 8		300	300
会議室 9		300	300

備考 入場料その他これに類する料金（その金額の最高額が1人当たり1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合又は物品の販売をする場合における利用料金は、規定料金に2を乗じて得た額とする。

2 設備の利用料金

区分	単位	金額
ロッカー（大）	1個1月	円 400
ロッカー（中）		300
ロッカー（小）		200

備考 使用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。

3 付帯設備の利用料金

名称	単位	～4時間	4～8時間	8時間～
備付けプロジェクター等投影設備（会議室1）	1式	円 2,400	円 4,800	円 7,200
備付けマイク等音響設備（会議室1）	1式	2,400	4,800	7,200
備付けプロジェクター等投影設備（会議室4）	1式	1,600	3,200	4,800
備付けマイク等音響設備（会議室4）	1式	1,600	3,200	4,800
プロジェクター	1式	1,000	2,000	3,000
スクリーン	1台	600	1,200	1,800
テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット	1式	1,200	2,400	3,600
ポータブルスピーカー・マイクセット	1式	1,600	3,200	4,800
平台	1台	600	1,200	1,800
演台	1台	500	1,000	1,500
花台	1台	300	600	900
司会者台	1台	400	800	1,200
両面ホワイトボード（追加用）	1台	300	600	900
CDデッキ	1台	100	200	300
移動式展示パネル	1枚	200	200	200
コンセント（2キロワットまで） ※他の付帯設備で使用する場合を除く。	1室	100	200	300

南足柄市女性センター使用料

区分		単位	使用料
研修室 1		1 時間	4 4 0 円
研修室 2		1 時間	4 4 0 円
和室 1		1 時間	2 2 0 円
和室 2		1 時間	2 2 0 円
生活体験室	調理する場合	1 時間	7 7 0 円
	調理しない場合	1 時間	5 5 0 円
会議室 1		1 時間	3 3 0 円
会議室 2		1 時間	3 8 0 円
託児室		1 時間	3 3 0 円
ビデオスタジオ		1 時間	3 3 0 円
サポートルーム			無料

小田原市総合文化体育館 小田原アリーナ 利用料金表

□利用基本料金

※ () はH25.3.31までの利用料金

◇専用利用料金一覧(単位:円)

施設名	平日				土・日・休日			
	午前9:00～午後8:00		午後8:00以降		午前9:00～午後8:00		午後8:00以降	
メインアリーナ	1/4面	720 (700)	1,080 (1,050)	820 (800)	1,230 (1,200)			
	2/4面	1,440 (1,400)	2,160 (2,100)	1,640 (1,600)	2,460 (2,400)			
	3/4面	2,160 (2,100)	3,240 (3,150)	2,460 (2,400)	3,690 (3,600)			
	全面	2,880 (2,800)	4,320 (4,200)	3,280 (3,200)	4,920 (4,800)			
サブアリーナ	720 (700)	1,080 (1,050)	820 (800)	1,230 (1,200)				
フィットネススタジオ	1時間につき 720 (700)	1時間30分 1,080 (1,050)	1時間につき 720 (700)	1時間30分 1,080 (1,200)				
研修室	720 (700)	1,080 (1,050)	720 (700)	1,080 (1,200)				
大会議室	510 (500)	770 (750)	510 (500)	770 (750)				
小会議室	300	460 (450)	300	460 (450)				
応接室	1,020 (1,000)	1,540 (1,500)	1,020 (1,000)	1,540 (1,500)				
選手控室	200	300	200	300				

※超過料金 午後9時30分から翌日午前9時まで …1時間毎に規定料金の1.5倍

◇加算使用料一覧

施設名	営利目的・入場料徴収	営利目的・入場料無料	非営利目的・入場料徴収
メインアリーナ・サブアリーナ・研修室・大会議室・小会議室	規定料金の25倍	規定料金の6倍	規定料金の3倍
フィットネススタジオ	規定料金の3倍	規定料金の3倍	—

◇個人利用料金一覧

施設名	1人1回	回数券(11枚綴)
サブアリーナ 15歳以上(中学生不可)	300円(2時間)	3,000円
トレーニングルーム 小中学生(トレ不可)	100円(2時間)	1,000円
スポーツサウナ	500円	5,100円(5,000円)

*スポーツサウナ営業日…5～10月＝毎週水・土・日曜日 11月～4月＝毎週水・木・土・日曜日

◇照明料金一覧(単位:円)

施設名	A(1/4灯)	B(1/2灯)	C(3/4灯)	D(全灯)
メインアリーナ	1/4面	300	410 (400)	610 (600)
	2/4面	610 (600)	820 (800)	1,230 (1,200)
	3/4面	920 (900)	1,230 (1,200)	1,850 (1,800)
	全面	1,230 (1,200)	1,640 (1,600)	2,460 (2,400)
サブアリーナ	300(1/2灯)	410(全灯) (400)		

※加算利用料金

営利目的で入場料を徴収する場合…規定料金の2倍

午後9時30分から翌日午前9時まで

…規定料金の1.2倍

◇設備利用料金一覧(単位:円)

設備名	単位	
美術パト	1回1式	1,020 (1,000)
音響基本装置	1回1式	10,280(10,000)
簡易音声調整ワゴン	1回1式	510 (500)
ワイヤレスマイク	1回1本	1,020 (1,000)
マイク	1回1本	510 (500)
舞台照明基本装置	1回1式	10280(10000)
調光装置	1回1式	2,050 (2,000)
ピンスポット	1回1台	2,050 (2,000)
移動用スポットライト	1回1台	100
ステージスピーカー	1回1台	1,020 (1,000)
移動型スピーカー	1回1台	300
インカム	1回1式	1,020 (1,000)
持ち込み器具	1回1キロワット	200
仮設ステージ	1回1台	300
ロールバックチェア	1回片側	5,140 (5,000)
舞台用袖幕	1式	1,540 (1,500)

◇器具利用料金一覧(単位:円)

器具名	単位	
バスケットボール器具	1回1組(メ)	1,020 (1,000)
	〃 (サ)	510 (500)
バレーボール器具	1回1組	510 (500)
バドミントン器具	1回1組	300
インディアカ器具	1回1組	300
ハンドボール器具	1回1組	510 (500)
テニス器具	1回1組	300
卓球器具	1回1組	100
フットサル器具	1回1組	510 (500)
フロアシート	1回1枚	100
養生ボード	1回1枚	50
机	1回1脚	40
スタッキングチェア	1回1脚	10
電光得点表示装置	1回1組	2,050 (2,000)
ファウル表示器	1回1式	510 (500)
大響ブザー・タイムアウト請求器	1回1式	410 (400)

◇音響装置利用料金一覧(単位:円)

施設名	単位	
サブアリーナ	1回1式	2,050 (2,000)
フィットネススタジオ	1回1式	2,050 (2,000)
研修室	1回1式	2,050 (2,000)
大会議室	1回1式	2,050 (2,000)

◇映像装置利用料金一覧(単位:円)

器具名	単位	
ビデオプロジェクター	1回1式	3,080 (3,000)
テレビモニター	1回1式	510 (500)

◇冷暖房利用料金一覧

施設名	単位	
メインアリーナ	4,110円 (4,000円)/時間	
サブアリーナ	1,020円 (1,000円)/時間	

※加算利用料金

営利目的又は入場料を徴収する場合…規定料金の6倍

午後9時30分から翌日午前9時まで…規定料金の1.2倍

小田原市体育施設利用料金表(使用料表)

□城山陸上競技場(メイントラック)(単位:円)

区 分		午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00	
専用利用	器具器材を 使用する	市民等	5,550 (5,400)	7,040 (6,850)		11,100 (10,800)		
		市民以外	16,660 (16,200)	19,490 (18,950)		33,320 (32,400)		
	器具器材を 使用しない	市民等	4,320 (4,200)	5,550 (5,400)	6,170 (6,000)	8,380 (8,150)	11,720 (11,400)	14,450 (14,050)
		市民以外	13,930 (13,550)	16,660 (16,200)	15,940 (15,500)	27,770 (27,000)	32,600 (31,700)	43,710 (42,500)
サッカー	市民等	1時間につき1,540円 (1,500円)						
	市民以外	1時間につき4,620円 (4,500円)						
共用利用		市民等	1人1回につき100円					
		市民以外	1人1回につき300円					
市民の年間共用利用料金		高校生以上	1人1,850円 (1,800円)					
		高校生	1人870円 (850円)					

※市民等(県西地域2市8町及び中郡二宮町在住・在勤・在学、事業所のある団体)

※2市8町の小中学生の共用使用は無料です(ただし保護者同伴必要)。

□城山陸上競技場(会議室・トレーニングルーム)(単位:円)

場 所	収容人数	午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00
会議室2	35名						
会議室3	35名	720 (700)	1,130 (1,100)	820 (800)	1,850 (1,800)	1,950 (1,900)	2,720 (2,650)
会議室4	20名						
トレーニングルーム	100名	1,130 (1,100)	1,490 (1,450)	1,380 (1,350)	2,570 (2,500)	2,930 (2,850)	4,060 (3,950)

□小田原テニスガーデン(オムニコート16面・うち照明設備8面)

◇基本利用料金(単位:円)

コート利用料金 (1コート1時間につき)	市民等	610 (600)
	上記以外の方	1,230 (1,200)
夜間照明利用料金 (1コート1時間につき)		510 (500)

※市民等(県西地域2市8町及び中郡二宮町在住・在勤・在学)

◇照明点灯時間

午後4:00から点灯 …11月・12月・1月

午後5:00から点灯 …9月・10月・2月・3月(19日まで)

午後6:00から点灯 …3月(20日から)・4月・5月・7月(20日から)・8月

午後7:00から点灯 …6月・7月(19日まで)

□小峰庭球場(ハードコート2面・照明設備なし)(単位:円)

コート利用料金 (1コート1時間につき)	市民	360 (350)
-------------------------	----	-----------

- 優先利用 第1優先 スポーツ課・体協主管事業・全国・関東大会 第2優先 市事業 第3優先 競技団体主催大会
■減免 各施設において公用・公的団体利用・学校利用において減免あり

体育センター・総合グラウンド・大口河川敷グラウンド 料金表

施設名		現行使用料
体育センター(専用利用 1時間あたり)		
第1体育室	1/3面	880
	半面	1,320
	2/3面	1,760
	全面	2,640
第2体育室	半面	380
	全面	760
第3体育室		880
多目的室		550
役員室		380
大会議室		600
中会議室		380
小会議室		270
ミーティングルーム		220
和室		220
弓道場		770
テニスコート	1面	440
温水プール	25mプール 1コース	1,980
	25mプール 全面	13,860
	幼児用	1,650
	全面	15,510
グラウンド	半面	820
	全面	1,640
体育センター(個人利用 1時間あたり) ※プールは1回あたり		
バドミントン・卓球・ジョギングコース 柔道・剣道	大人	160
	小人(小・中学生)	30
トレーニングルーム	大人	160
弓道場	大人	220
	小人(中学生)	30
温水プール	大人	550
	小人(小・中学生)	110
体育センター(貸出備品類) ※専用使用の場合のみ		
バスケットボール用具	1組1回	550
バレーボール用具	1組1回	220
卓球用具	1組1回	110
バドミントン用具	1組1回	110
インディアカ用具	1組1回	110
柔道用畳(常設分は除く)	1畳1回	10

体育センター(放送器具) ※専用使用の場合のみ		
マイクロホン	1回	110
アンプ	1回	550
CDプレーヤー・カセットデッキ	1回	330
体育センター(その他用具) ※専用使用の場合のみ		
可動席	1回	1,100
暖房機	1台	3,300
コインロッカー	1回	10
体育センター(照明使用料) テニスコート・グラウンド		
テニス照明	30分	160
サッカー照明	30分	710
ソフトボール照明	30分	820
体育センター(照明使用料) 第1体育室		
2倍照明1/3面につき	60分	440
3倍照明1/3面	60分	880
4倍照明1/3面	60分	1,320

- ※加算利用料金
- 営利目的・入場料徴収 基本使用料の30倍を加算
 - 非営利目的・入場料徴収 基本使用料の2倍を加算
 - 営利目的・入場料非徴収 基本使用料の2倍を加算

■使用料の減免

- (1) 市(指定管理者を含む。)が主催する行事を行うために使用するとき。
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者が活動の主体として構成された団体のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (3) 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (4) 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために使用するとき。
- (5) 足柄上・南中学校体育連盟又は県西ブロック中学校体育連盟が主催する行事を行うために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

総合グラウンド(専用利用)		
グラウンド	1時間	220
グラウンド照明(サッカーのみ)	1回	820
大口河川敷グラウンド(専用利用)		
グラウンド	1時間	220

■使用料の減免

- (1) 市(指定管理者を含む。)が主催する行事を行うために使用するとき。
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者が活動の主体として構成された団体のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (3) 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (4) 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために使用するとき。
- (5) 足柄上・南中学校体育連盟又は県西ブロック中学校体育連盟が主催する行事を行うために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

パークゴルフ場 料金表

施設名		現行使用料	
広町パークゴルフ場	1人1回18ホール	一般	220
		中学生以下	110
大口河川敷パークゴルフ場	1人1回18ホール	一般	220
		中学生以下	110

■使用料の減免

- (1) 市が体育行事等を行うために使用するとき。
- (2) 国又は県が体育行事等を行うために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

運動公園 料金表

(1時間につき)

施設名		現行使用料	
野球場	グラウンド	高校生・中学生又は小学生を主な構成員とする団体	1,100
		上記以外の団体の利用	4,400
	磁気反転式スコアボード及び放送設備		550
テニスコート		高校生・中学生又は小学生を主な構成員とする団体	550
		上記以外の団体の利用	660
多目的広場		高校生・中学生又は小学生を主な構成員とする団体	550
		上記以外の団体の利用	1,100
会議室1		160	
会議室2		110	

- ※加算利用料金
- | | |
|-------------|--------------|
| 営利目的・入場料徴収 | 基本使用料の30倍を加算 |
| 非営利目的・入場料徴収 | 基本使用料の2倍を加算 |
| 営利目的・入場料非徴収 | 基本使用料の2倍を加算 |

■使用料の減免

公共の目的のため都市公園において行為をし、又は有料の公園施設の利用をする場合において、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

小田原市体育施設利用料金表(使用料表)

■城山庭球場(クレーコート8面・照明設備なし)(単位:円)

コート使用料 (1コート1時間につき)	市民等	350
	市民以外	700

※市民等(県西地域2市8町及び中郡二宮町在住・在勤・在学)

■城内弓道場(単位:円)

区 分		午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00
専用利用	市民	1,100	1,700	2,500	2,800	4,300	5,100
	市民以外	3,300	5,100	7,800	8,500	12,900	16,200
共用利用	市民	1人1回につき120円					
	市民以外	1人1回につき360円					
市民の年間共用使用料	高校生以外	1人2,100円					
	高校生	1人1,000円					

■市営御幸の浜プール

◇入場料(単位:円)

入場料 (1人につき)	個人(大人)	250	団体(大人)	200	入場回数券(大人)	2,500	
	個人(小人)	100	団体(小人)	80	入場回数券(小人)	1,000	
ロッカー使用料 (1回につき)	大型						100
	小型						20

■優先利用 第1優先 スポーツ課・体協主管事業・全国・関東大会 第2優先 市事業 第3優先 競技団体主催大会

■減免 各施設において公用・公的団体利用・学校利用において減免あり

■スポーツ広場 無料

■酒匂川サイクリング場 無料

■酒匂川サイクリングロード 無料

生涯学習センター分館使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
豊川分館	講堂	円 700	円 900	円 900
	小会議室	200	300	300
	和室	200	300	300
上府中分館	講堂	700	900	900
曾我分館	講堂	700	900	900
	和室	200	300	300
片浦分館	講堂	500	600	600
	和室	200	300	300
大窪分館	講堂	500	600	600

生涯学習センター—国府津学習館使用料

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
第1会議室	円 1,200	円 1,600	円 1,600
第2会議室	500	600	600
大会議室	2,100	2,800	2,800
実習室	500	600	600
和室	700	900	900

器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
美術工芸設備	七宝電気炉	午前・午後・夜間各1回	円 100	1台
調理設備	ガステーブル		90	1台
その他	コンセント		100	1口

郷土文化館 及び 松永記念館 施設使用料

1 本館

区分	午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～	午後1時～	午前9時～
	正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	午後9時30分
会議室	500円	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円

2 松永記念館

区分	午前9時～正午	午後1時～午後4時	午前9時～午後4時
和室	円 1,000	円 1,000	円 2,000
茶室及び茶室附属棟	1,500	1,500	3,000
茶室附属棟	1,000	1,000	2,000

3 松永記念館老樺荘

区分	午前9時～正午	午後1時～午後4時	午前9時～午後4時
茶室	円 1,500	円 1,500	円 3,000
広間	1,000	1,000	2,000
寄付及び和室	1,000	1,000	2,000

尊徳記念館施設使用料

区分	午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～	午後1時～	午前9時～
	正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	午後9時30分
	円	円	円	円	円	円
視聴覚室	1,000	1,400	1,200	2,900	3,100	4,500
講堂	1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000
体験実習室	800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700
研修室	400	500	500	1,000	1,100	1,600
小研修室	200	300	300	600	600	900
食堂（調理室を含む。）	1人1泊につき 2,000円					
宿泊室（小宿泊室を含む。）						

宿泊のために使用しようとする者の使用に支障がないと認めるときは、宿泊を伴わない使用を許可することができる。その際の使用料は、次のとおり。

区分	午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～	午後1時～	午前9時～
	正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	午後9時30分
	円	円	円	円	円	円
食堂（調理室を含む。）	1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200
宿泊室	400	500	500	1,000	1,100	1,600
小宿泊室	200	300	300	700	700	1,100

小田原市生きがいふれあいセンター使用料

区分	午前9時～	午後1時～	午後3時～	午後6時～	午前9時～	午後1時～	午前9時～
	正午	午後3時	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	午後9時30分
	円	円	円	円	円	円	円
工芸室	900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
炉室	200	150	150	200	500	500	700
第1技能訓練室	1,700	1,100	1,100	2,000	4,400	4,700	6,900
第2技能訓練室	700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
第3技能訓練室	700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
体育室	1,900	1,250	1,250	2,200	4,900	5,200	7,600
トレーニングルーム	900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
第1講習室	1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
第2講習室	500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
第3講習室	500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
第4講習室	500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
会議室	1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
和室	2室に仕切って 使用する場合 (1室につき)	500	300	300	500	1,100	1,800
	上記以外の場合	1,000	600	600	1,000	2,200	3,600
茶室	400	250	250	400	900	1,000	1,400

※第2講習室及び第3講習室を1室として使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額を合算して得た額とする。

付帯設備使用料

区分	単位	金額
電気炉	1台 1時間につき	500円
七宝電気炉		200
ガス炉		700
シャワー	1回につき	300

【減免基準】

- ①小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合・・・免除
- ②高齢者とは60歳以上の者とし、使用しようとする団体の高齢者の構成比率により、次のとおり減免する。
- 高齢者の占める割合が1/2以上の団体・・・1/2減額
- ③「高齢者の福祉に関する事業」とは、概ね次のような事業とする。
- 高齢者の生きがい対策等、高齢社会対策に関すること。
 - 要援護高齢者対策、高齢者福祉対策に関すること。
 - シルバー人材センターに関すること。
 - 老人ホーム等老人福祉施設に関すること。
 - 高齢者の保健に関すること。
- ④「その他特に必要があると認めるとき」の例として、別表次の団体が団体本来の活動のために使用する場合には、減額又は免除とする。
- 福祉関係団体・・・免除
- 小田原市社会福祉協議会、小田原市老人クラブ連合会、小田原市老人クラブ友愛チーム、日本赤十字社神奈川県支部小田原市地区、小田原市民生委員児童委員協議会、小田原市保育会、小田原市保母会、小田原市保育所保護者会連絡協議会、小田原市母子・寡婦福祉会、NPO法人小田原市障害者福祉協議会、小田原市傷痍軍人会、小田原市傷痍軍人妻の会、小田原市肢体障害者福祉会、小田原市視覚障害者福祉会、小田原市聴覚言語障害者福祉会、小田原市肢体不自由児者父母の会、小田原市手をつなぐ育成会、健康おだわら普及員、小田原市食生活改善推進団体・六彩会、小田原市遺族会、神奈川県共同募金会小田原市支会
- 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体・・・1/2減額
 - その他上記に類する団体・・・減額又は免除
- 地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等は上部団体と同様の扱いとする。
- また、保健団体が団体本来の活動を行う場合又は保健活動の目的で使用する場合には、保健センターが使用できない場合に限り、保健センターを使用する場合と同様の措置をとるものとする。
- 保健団体・・・1/2減額
 - 保健活動の目的で使用する場合・・・免除

りんどう会館施設使用料

区 分	単 位	使用料
大会議室	1 時間	550 円
中会議室 A		330 円
中会議室 B		220 円
小会議室		110 円
共同事務室		220 円

【減免基準】

○免除

- (1) 市が主催する行事を行うために使用するとき。
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者が活動の主体として構成された団体のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (3) 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (4) 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

○2分の1減額

- (1) 高校生以下の者が活動の主体として構成された団体のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

○10分の7減額

- (1) 自治会、社会教育関係団体、特定非営利活動法人等のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

保健センター使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
		円	円	円	円	円	円
会議室		900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
和室		500	700	600	1,400	1,500	2,100
調理実習室		900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
託児室		400	500	400	900	1,000	1,400
集団検診・ 予防接種 室	2室に仕切 って使用す る場合(1室 につき)	1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200
	上記以外の 場合	2,000	2,800	2,400	5,400	5,800	8,400
大会議室	2室に仕切 って使用す る場合(1室 につき)	700	900	800	1,800	1,900	2,800
	上記以外の 場合	1,400	1,800	1,600	3,600	3,800	5,600
大研修室		3,300	4,400	3,900	8,800	9,400	13,800

【減免基準】

(1) 小田原市、神奈川県、国が公用のために使用する場合【免除】

(2) 以下のものが使用する場合【免除】

※ただし、目的が保健活動でない場合は2分の1減額のみ

医療団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）

保健団体（看護協会、栄養士会、食生活改善推進団体など）

福祉団体（社会福祉法人など各種団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、保育会、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会加入団体等）

(3) 医療・保健・福祉団体以外のものが主催する市民の健康増進等を目的に保健医療関係の専門職を講師・指導者として行う講演会など【免除】

(4) 地元自治会が民の健康増進等を目的に行う保健活動事業【免除】

※ただし、目的が保健活動でない場合は2分の1減額のみ

小田原市梅の里センター・曾我みのり館利用料金

梅の里センター

区分			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
会議室	2室に仕切って使用する 場合	A室	円 410	円 510	円 510	円 1,020	円 1,130	円 1,540
		B室	510	610	610	1,330	1,330	1,850
	上記以外の場合		920	1,130	1,130	2,260	2,360	3,290
和室			510	610	610	1,230	1,230	1,740
体験加工室			1,330	1,740	1,540	3,600	3,800	5,650
大会議室			2,570	3,600	3,080	6,680	7,090	10,280

曾我みのり館

区分			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
ホール	2室に仕切って使用する 場合	A室	円 720	円 970	円 820	円 1,900	円 2,000	円 2,980
		B室	460	610	560	1,230	1,330	1,950
	上記以外の場合		1,180	1,590	1,380	3,130	3,340	4,930
会議室			360	460	410	920	970	1,440
調理実習室			250	360	300	660	720	1,080

【減免基準】

市長の定める基準に従い必要と認めるとき

- (1) 小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合 免除
- (2) 市長が特に必要と認める場合（主に梅の里づくり区域内の非営利活動） 2分の1減額

小田原市いこいの森利用料金

林間キャンプ場

区分		金額	
		市民	市民以外の者
10人用テント	1張（1泊）につき	2,050	2,670
5人用テント	1張（1泊）につき	1,020	1,540

バンガロー

区分		金額	
		市民	市民以外の者
5人用バンガロー	1棟（1泊）につき	5,140	7,710
4人用バンガロー	1棟（1泊）につき	4,110	6,170
3人用バンガロー	1棟（1泊）につき	3,080	4,620

体験交流センター

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
多目的ホール	2,460円	3,290円	6,170円

区分		金額
林間運動広場	1回につき	200
バードゴルフ場	1人1回につき	300
シャワー	1回につき	300
体験交流センター木工芸体験室	1回につき	個人 200
		団体 4,110

※この表において「団体」とは、20人以上又は指定管理者が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。

【減免基準】

市長の定める基準に従い必要と認めるとき 減額または免除

足柄森林公園丸太の森利用料金

入園料

区 分	単 位	入園料	
		個人	20人以上の団体
大人	1人につき	440円	390円
中学生		440円	350円
小学生		330円	260円
幼稚園児		110円	80円

施設及び設備使用料

区 分		単 位	基本使用料	
			個人	20人以上の団体
テント	4人用	1日1張りにつき	1,650円	1,320円
	10人用		3,300円	2,640円
バンガロー	A	1日1棟につき	11,000円	8,800円
	B		16,500円	13,200円
研修室		1回につき	3,300円	
足柄の古民家			3,300円	
シャワー室			200円	
木工機械		1人1回につき	330円	
毛布		1日1枚につき	220円	
バーベキュー用鉄板		1日1枚につき	550円	
鍋	小	1日1個につき	110円	
	中		160円	
	大		220円	
はんごう			330円	
包丁		1日1丁につき	110円	

※バンガローにおける4月1日から10月31日までの午前9時から午後5時まで及び11月1日から翌年3月31日までの午前9時から午後4時までの利用（営利を目的とする利用を除く。）の場合には、基本使用料の2分の1の額とする。

※営利を目的として利用する者の施設及び設備使用料は、基本使用料（テント及びバンガローにあっては、個人の基本使用料をいう。以下同じ。）に基本使用料を2倍した額を加算した額とする。

※この表に記載のない施設を営利を目的として利用する場合は、継続する4時間以内の利用を1回とし、各施設につき1回の使用料は9,900円とする。

【減免基準】

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者 入園料免除
- (2) 学術の研究調査等のため施設、設備を利用しないで入園する者 入園料免除
- (3) その他市長が特に必要と認める者 入園料2分の1減額または免除

サンサンヒルズ小田原 宿泊・会議室利用料

宿泊利用料

単 位	利用料
1人1泊につき（食事代を含まない）	4,320円

【減免基準】

区 分	金 額
小田原市が公用のために利用する場合 大規模な災害が発生したために被災者等が一時的に利用する場合	0円
国又は小田原市以外の地方公共団体が公用のために利用する場合 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町（以下「小田原市及び近隣市町」という。）内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにその引率者が利用する場合	2,160円
小田原市及び近隣市町以外の小学校の児童及び中学校の生徒並びにその引率者が利用する場合 小田原市及び近隣市町の高等学校の生徒及びその引率者が利用する場合	2,880円
小田原市及び近隣市町以外の高等学校の生徒及びその引率者が利用する場合 小田原市に主たる活動拠点を置く公共的団体、青少年の育成又は社会教育の振興を行う団体が利用する場合 小田原市の友好都市、姉妹都市の団体若しくは小田原市が主催し、又は共催する行事に参加する団体が利用する場合	3,240円

会議室等利用料

区 分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
利用料	1,080円	1,400円	1,290円	2,800円	3,020円	4,430円

上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森わんぱくらんど 及び 辻村植物公園施設使用料

小田原球場

(1) グラウンド

区分		1 時間
職業野球団体		10,280円
社会人又は大学生を構成員とする団体	市内の団体	4,110円
	市外の団体	8,220円
高校生を構成員とする団体	市内の団体	3,080円
	市外の団体	6,170円
中学生又は小学生を構成員とする団体	市内の団体	2,050円
	市外の団体	4,110円

(2) 球場附属施設・器具

区分		1 時間
会議室		510円
本部室		300円
役員室		200円
電光式スコアボード		2,050円
放送器具		200円
球場照明施設	照明灯の全部を点灯する場合	17,480円
	照明灯の2分の1を点灯する場合	14,400円

上府中スポーツ広場

(1) スポーツ広場

使用方法	区分	1 時間
専用	市内の団体	1,230円
	市外の団体	2,460円

(2) スポーツ広場附属施設

区分	1 時間
スポーツ広場照明施設	1,020円

備考

- この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。
- この表において「市内の団体」とは、小田原市内に事業所等のある団体をいい、「市外の団体」とは、市内の団体以外の団体をいう。
- 第1号についての備考1の規定の適用並びに第3号及び第4号についての備考2の規定の適用については、これらの規定中「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。

- 4 15歳以上の者（中学生を除く。）が第1号に掲げる施設のうち陸上競技場を共用により使用しようとする場合において、第17条第5項において準用する第8条第2項の規定にかかわらず、利用料金の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金は、高校生にあっては1人につき870円、高校生以外の者にあっては1人につき1,850円とする。

※入場料を徴収する場合

グラウンドにあっては、1日につき、入場料を徴収しない場合のグラウンドの利用料金に入場料の最高額の100倍に相当する額を加算して得た額とする。

【減免基準】

- (1) 学校、社会教育団体その他これらに類する団体が使用する場合
 ア 入場料を徴収するとき 使用料の3分の1に相当する額の減額
 イ 入場料を徴収しないとき 使用料の2分の1に相当する額の減額又は免除
- (2) 小田原市が公用のために使用する場合 免除
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と認める額の減額又は免除

小田原フラワーガーデン

(1) 熱帯植物等の観覧

区分		金額（1人につき）
個人	15歳以上の者（中学生を除く。）	円 200
	小学生及び中学生	100
団体	15歳以上の者（中学生を除く。）	160
	小学生及び中学生	80

(2) 視聴覚室及び研修室

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
視聴覚室	円 920	円 1,230	円 2,260
研修室	410	610	1,130

【減免基準】

- (1) 小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合 免除
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額の減額又は免除

小田原こどもの森公園わんぱくらんど 及び 辻村植物公園

公園名	公園施設名	金額
辻村植物公園	駐車場	1日につき 510 円
小田原こどもの森公園 わんぱくらんど	こども列車 園内周遊自動車	1 大人 (12 歳以上の者 (小学生を除く。)) をいう。) 片道につき 300 円 (団体 (30 人以上又は指定管理者が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。以下同じ。)) の場合にあっては、240 円) 2 小学生 片道につき 100 円 (団体の場合にあっては、80 円)
	ポニー	1 周につき 300 円
	駐車場	1日につき 510 円 (乗車定員が 30 人以上のバスの場合にあっては、1,020 円)

【減免基準】

指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

小田原市営住宅収入分位別家賃一覧

平成28年4月1日現在

【上段】 本来家賃(円)

【下段】 収入超過者家賃(円)

住宅名	間取	収入分位							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
福井島	2DK	7,100	8,200	9,400	10,600	12,100	14,000	16,400	18,900
	簡二					16,300	18,800	24,900	33,400
谷津	2DK	7,100	8,200	9,400	10,600	12,100	14,000	16,400	18,900
	簡二					15,500	17,800	22,900	29,400
	2K	8,600	9,900	11,300	12,800	14,600	16,900	19,700	22,800
栢山	2K	2,300	2,600	3,000	3,400	3,900	4,500	5,300	6,100
	簡平					8,200	9,700	15,400	25,500
	4K	5,000	5,700	6,600	7,400	8,500	9,800	11,500	13,200
桑原	簡平					14,800	17,300	25,800	40,100
	2K	3,100	3,600	4,100	4,700	5,300	6,200	7,200	8,300
	簡平					9,100	10,700	15,800	24,500
桑原	4K	6,600	7,600	8,800	9,900	11,300	13,000	15,300	17,600
	簡平					16,700	19,300	26,900	38,500
	2DK	7,400	8,600	9,800	11,100	12,700	14,700	17,200	19,800
久野	簡二					15,500	17,700	22,100	27,000
	3K	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700	24,300	28,000
						22,000	25,100	31,400	38,600
仲沢	2K	3,600	4,100	4,700	5,300	6,100	7,000	8,300	9,500
	簡平					10,700	12,500	18,700	29,200
	3K	4,600	5,300	6,000	6,800	7,800	9,000	10,500	12,200
春木	簡平					13,300	15,500	22,900	35,300
	2DK	9,000	10,400	11,900	13,400	15,400	17,700	20,800	24,000
	簡二					17,100	19,300	22,500	24,300
籠場	2DK	9,300	10,700	12,300	13,900	15,800	18,300	21,400	24,300
	簡二					17,500	19,800	22,800	24,300
花里	2DK	8,900	10,200	11,700	13,200	15,100	17,500	20,400	20,900
	簡二					16,200	18,300	20,600	20,900
早川 (市民住宅)	2K	9,000	10,400	11,900	13,400	15,300	17,700	20,700	23,800
						17,800	20,200	24,200	27,800
螢田	3DK	10,100	11,700	13,400	15,100	17,300	20,000	23,400	27,000
	旧					19,300	21,800	25,300	27,300
	3DK	12,800	14,700	16,900	19,000	21,800	25,100	29,400	33,400
	新					24,100	27,100	31,400	33,400
	2K	9,700	11,200	12,900	14,500	16,600	19,100	22,400	25,800
橘					18,500	20,800	24,200	26,100	
	3K	11,100	12,800	14,600	16,500	18,900	21,800	25,500	29,400
					21,000	23,700	27,500	29,500	
葭田	3DK	10,600	12,300	14,100	15,900	18,100	20,900	24,500	28,300
						22,200	25,400	31,700	38,900
	2DK	12,300	14,200	16,200	18,300	20,900	24,100	28,300	32,600
蓮正寺					24,300	27,500	33,100	38,000	
	3DK	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	32,500	37,400
					27,800	31,600	37,900	43,300	
東町 (市民住宅)	3DK	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	37,700	43,500
					31,800	36,000	42,700	47,700	
	3K	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	33,800	39,000
かすみのせ					28,400	32,200	38,100	42,400	
	3DK	18,100	20,900	24,000	27,000	30,900	35,600	41,700	48,100
					38,100	43,400	54,300	66,900	
浜	3DK	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	42,400	49,000
						35,400	40,100	47,000	51,600
	3DK	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	40,400	46,600
柳町					34,900	39,600	47,700	55,100	
	3DK	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	45,700	52,700
					40,400	46,000	56,400	67,200	
浅原	2DK	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900	51,400	59,300
						47,100	53,700	67,300	83,200
	3DK	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	54,700	63,100
					49,700	56,800	70,800	86,900	

南足柄市営住宅収入分位別家賃一覧

平成28年4月1日現在

【上段】本来家賃(円)

【下段】収入超過者家賃(円)

住宅名	間取	建設年度	収入分位							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
久根下 1号棟	3K	1978	16,200	18,700	21,400	24,100	27,600	31,800	37,300	43,000
							34,800	39,800	50,600	63,900
久根下 2号棟	3K	1979	16,500	19,000	21,800	24,500	28,100	32,400	37,900	43,700
							33,900	38,600	47,600	57,300
久根下 3号棟	3K	1980	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,800	38,400	44,300
							34,800	39,600	49,300	60,300
久根下 4号棟	3DK	1981	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	43,600	50,200
							39,300	44,900	55,800	68,000
久根下 5号棟	3DK	1982	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800	44,200	51,000
							39,000	44,400	54,300	64,500
久根下 6号棟	4DK	1983	24,200	27,900	31,900	36,000	41,100	47,400	55,500	64,100
							50,200	57,200	71,000	86,600
下滝下 1号棟	3DK	1974	12,900	14,900	17,100	19,300	22,000	25,400	29,800	34,300
							26,600	30,300	37,400	45,000
下滝下 2号棟	3DK	1977	14,800	17,100	19,500	22,000	25,200	29,100	34,000	39,300
							31,400	35,800	45,100	56,200
広 町	2DK 簡平	1968	6,400	7,400	8,500	9,600	11,000	12,700	14,900	17,200
							13,300	15,200	18,800	22,800
	2K 簡平	1968	5,700	6,500	7,500	8,500	9,700	11,200	13,100	15,100
							11,800	13,500	16,800	20,500
	2DK 簡平	1969	6,700	7,800	8,900	10,000	11,500	13,200	15,500	17,900
						13,900	15,800	19,700	23,900	
2K 簡平	1969	5,800	6,700	7,700	8,700	10,000	11,500	13,500	15,500	
						12,500	14,200	18,000	22,500	
怒 田 1号棟	2DK	2011	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	49,800	57,400
							47,300	54,200	69,700	89,600
怒 田 2号棟	1DK 单身	2011	15,900	18,400	21,100	23,800	27,200	31,300	36,700	42,300
							34,700	39,700	50,800	65,000
怒 田 3号棟	2DK	2011	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	49,800	57,400
							47,000	53,800	68,800	87,900
怒 田 4号棟	1DK 单身	2011	15,900	18,400	21,100	23,800	27,200	31,300	36,700	42,300
							34,700	39,700	50,800	65,000
怒 田 5号棟	2LDK	2011	27,100	31,300	35,700	40,300	46,100	53,200	62,200	71,800
							58,600	67,100	85,600	109,000
怒 田 5号棟	2LDK 車イス	2011	27,100	31,300	35,700	40,300	46,100	53,200	62,200	71,800
							58,700	67,100	85,600	109,100
怒 田 6号棟	2DK	2011	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	49,800	57,400
							47,900	54,900	71,000	92,300
怒 田 7号棟	1DK 单身	2011	15,900	18,400	21,100	23,800	27,200	31,300	36,700	42,300
							35,400	40,500	52,500	68,400
向 田 1号棟	2DK	1998	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	52,600	60,700
							50,300	57,600	74,000	95,500
向 田 2号棟	2DK	1998	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	52,600	60,700
							49,900	57,100	73,000	93,500
向 田 3号棟	3DK	1998	27,700	31,900	36,500	41,200	47,100	54,300	63,600	73,300
							59,200	67,600	85,700	107,800
向 田 3号棟	2DK 車イス	1998	27,100	31,200	35,700	40,300	46,100	53,200	62,200	71,800
							58,100	66,400	84,200	106,200

地域センター使用料

名称	小田原市川東タウンセンターマロニエ		
要件	地域づくり活動の活性化及び支援並びに生涯学習活動の推進		
減免	(条例第6条、規則第6条) 行政利用は免除、市長が必要と認める場合(自治会、社協、民児協等は免除。地区体育振興会、青少年育成団体等は50%減額)		
単価	4か月前初日から抽選申込受付、3か月前初日から随時受付、営利目的は2.5倍		
室名	区 分・使用料		
	9:00 - 12:00 3h	13:00 - 17:00 4h	18:00 - 21:30 3h 30m
集会室101	400	500	500
集会室201	800	1,100	1,100
集会室202	1,800	2,400	2,400
集会室203	900	1,200	1,200
集会室204	500	600	600
集会室205(円卓)	900	1,200	1,200
集会室301	2,300	3,100	3,100
食の創作室	1,600	2,200	2,200
美の創作室	1,600	2,100	2,100
音の創作室1	900	1,100	1,100
音の創作室2	400	500	500
和の部屋1	700	900	900
和の部屋2	500	600	600
マロニエホール	9,000	12,000	12,000
マロニエホール体育利用	1,500	-	-
" 1時間単位	1,000	-	-
" 1時間単位	800	-	-
" 1時間単位	500	-	-
ふれあい広場(屋外)	4	-	-

名称	小田原市城北タウンセンターいずみ		
要件	地域づくり活動の活性化及び支援並びに生涯学習活動の推進		
減免	(条例第6条、規則第6条) 行政利用は免除、市長が必要と認める場合(自治会、社協、民児協等は免除。地区体育振興会、青少年育成団体等は50%減額)		
単価	4か月前初日から抽選申込受付、3か月前初日から随時受付、営利目的は2.5倍		
室名	区 分・使用料		
	9:00 - 12:00 3h	13:00 - 17:00 4h	18:00 - 21:30 3h 30m
集会室201	700	900	900
集会室301	700	900	900
集会室302	700	900	900
ホール全面	2,100	2,700	2,700
ホール1/2面	1,400	1,800	1,800
ホール1/3面	700	900	900

コミュニティセンター使用料

名称	南足柄市福沢コミュニティセンター
要件	市民に自主的な活動の場を提供し地域住民の連帯及びコミュニティ活動の促進を図る
減免	(条例第5条) 市長が必要と認める場合
単価	2か月前初日から受付、営利目的は3倍
室名	区 分・使用料
	9:00 - 21:30 (1h単位)
学習室	330
大会議室	820

名称	南足柄市岡本コミュニティセンター
要件	市民に自主的な活動の場を提供し地域住民の連帯及びコミュニティ活動の促進を図る
減免	(条例第5条) 市長が必要と認める場合
単価	2か月前初日から受付、営利目的は3倍
室名	区 分・使用料
	9:00 - 21:30 (1h単位)
学習室	330
創作実習室 (調理あり)	660
創作実習室 (調理なし)	440
健康管理室	330
第1和室	270
第2和室	270
大会議室	990
中会議室	220
小会議室	220

小田原市民会館使用料

1 大ホール使用料

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時
入場料等を徴収しない場合	平日	円 15,000	円 22,000	円 28,000	円 37,000	円 50,000	円 65,000
	土曜日	16,000	26,000	33,000	42,000	59,000	75,000
	日曜日及び休日	17,000	26,000	33,000	43,000	59,000	76,000
入場料等を徴収する場合	500円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の120に相当する額					
	500円を超え1,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の160に相当する額					
	1,000円を超え2,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の220に相当する額					
	2,000円を超え3,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の240に相当する額					
	3,000円を超える場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の270に相当する額					
商品の展示即売（予約を含む。以下小ホール及び展示室の使用料において同じ。）をする場合		規定料金（超過料金を含む。）に、当該料金の算定の基礎となった時間区分に対応する平日の使用料の100分の20に相当する額を加算した額					

備考

1 「入場料等を徴収しない場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 入場者の範囲を不特定の大衆とする催しであって、入場者からその催しに係るなんらの対価を徴収しないもの

(2) 入場者の範囲を限定する催しであって、当該入場者から直接又は間接に、その催しに係る対価を徴収しないもの

(3) 前2号のほか、入場者が当該催しに要する経費を直接又は間接に負担しないもの

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

3 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額によ

4 使用時間の超過料金

(1) 超過時間が1時間以内のとき 規定料金の100分の30に相当する額

(2) 超過時間が1時間を超え2時間以内のとき 規定料金の100分の60に相当する額

(3) 超過時間が2時間を超えるとき 規定料金の100分の100に相当する額

2 小ホール使用料

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時
入場料等を徴収しない場合又は商品の展示即売をしない場合	平日	円 4,000	円 7,000	円 7,000	円 11,000	円 14,000	円 18,000
	土曜日	5,000	8,000	9,000	13,000	17,000	22,000
	日曜日及び休日	7,000	9,000	10,000	16,000	19,000	26,000
入場料等を徴収する場合又は商品の展示即売をする場合		入場料等を徴収しない場合又は商品の展示即売をしない場合の使用料の100分の270に相当する額					

小田原市民会館使用料

備考

- 1 「入場料等を徴収しない場合」とは、大ホール使用料の表の備考1に同じ。
- 2 「休日」とは、大ホール使用料の表の備考2に同じ。
- 3 入場料等を徴収する場合であって、商品の展示即売をしないときの使用料は、入場料等を徴収する場合の使用料とし、入場料等を徴収しない場合であって、商品の展示即売をするときの使用料は、展示即売をする場合の使用料とする。
- 4 使用時間の超過料金は、大ホール使用料の表の備考4を適用する。

3 展示室使用料

区分		午前9時 ～午後10 時
商品の展 示即売を しない場 合	平日	円 8,600
	土曜日	10,000
	日曜日及 び休日	11,500
商品の展示即売をする場合		商品の展 示即売を しない場 合の使用 料の100分 の320に相 当する額

備考

- 1 「休日」とは、大ホール使用料の表の備考2に同じ。
- 2 入場料等を徴収する場合は、商品の展示即売をする場合の使用料とする。
- 3 使用時間の超過料金は、大ホール使用料の表の備考4を適用する。

4 会議室使用料（1時間につき）

午前9時 ～午後5 時	午後5時 ～午後10 時
470円	600円

5 その他の施設使用料

区分	午前9時 ～正午 (舞台に あっては 午後1 時)	午後1時 ～午後5 時(舞台 にあって は午後6 時)	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時
第1楽屋	円 1,100	円 1,350	円 1,350	円 3,800
第2楽屋	950	1,200	1,350	3,500
浴室(1 室につ き)	700	700	700	2,100
舞台(1 時間につ き)	3,400	4,000	4,700	
配膳室 (1回につ き)				400

備考

- 1 舞台の使用料は、舞台けいこその他の舞台面だけを使用する場合の使用料をいう。
- 2 使用時間の超過料金(舞台の超過料金は除く。)は、大ホール使用料の表の備考4を適用する。

小田原市民会館使用料

付帯設備・器具使用料

設備名称		時間区分	使用単位	金額	備考	
音響設備	マイクロホン	午前・午後・夜間 各1回	1本	円 800		
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,600		
	CDプレーヤー		1台	1,000		
	MDデッキ		1台	1,000		
	サブミキサー		1台	500	16チャンネル	
	カセット式テープレコーダー		1台	800		
	拡声装置		大ホール用	1式	3,500	マイクロホン1本付き
			小ホール用	1式	2,000	マイクロホン2本付き
	ステージスピーカー		1台	800		
	マイクロホン3点つり装置		1式	500	マイクロホンなし	
	マイクロホンエレベーター		1式	1,500	マイクロホン付き	
映画設備	16ミリ映画映写装置(映写幕付き)	1キロワット	1式	1,500		
		2キロワット	1式	3,500		
舞台設備	反響板		1式	5,000		
	所作台	大ホール用	1式	8,000		
		小ホール用	1式	5,500		
	山台		1枚	200		
	指揮台		1台	100		
	譜面台		1台	100		
	譜面灯		1台	100		
	演壇		1台	300		
	めくり台		1台	200		
	司会者台		1台	300		
	ホワイトボード		1台	300		
	コントラバス椅子		1台	100		
	高座用座布団		1枚	150		
	松羽目		1式	1,000		
	びょうぶ		1双	1,500		
	緋もうせん		1枚	200		
	能舞台		1式	10,000		
	大太鼓		1個	500		
	小太鼓		1個	300		
	長座布団		1枚	200		
	上敷ござ		1巻	200		
	いす	1日	1脚	50		
	机		1卓	50		
	ベーゼンドルファー製アップライトピアノ		1台	1,500		
	ヤマハ製グランドピアノ		1号	1台	2,000	調律料を除く。
			2号	1台	3,000	
	スタインウェイ製グランドピアノ		1台	6,000		

小田原市民会館使用料

照明設備	舞台照明基本セット	午前・午後・夜間 各1回	1式	9,400				
	ボーダーライト 2列							
	スポットライト 20台							
	ホリゾンライト (ロアー、アッパーとも)							
	フットライト					1列	600	
	スポットライト					1.5キロワット	1台	500
						1キロワット	1台	400
						500ワット	1台	300
							1列	800
	ボーダーライト					1列	700	
	ロアーホリゾンライト					1列	700	
	アッパーホリゾンライト					1列	700	
	ストリップライト					1台	200	
	ハロゲンピンスポットライト					1台	700	
	エフェクトマシン					1台	1,500	
	クセノンピンスポットライト					1台	2,000	
	エリスポットライト					1台	400	
	ハイクオリティカッターライト					1台	400	
	波のエフェクトマシン					1台	1,300	
	小ホール照明設備					1式	3,000	
オーロラマシン	1台	1,000						
ミラーボール	1台	1,000						
展示設備	固定展示パネル	1日	1式	3,000				
	移動展示パネル		1枚	150				
	展示台		1台	100				
会議室設備	拡声装置	4時間	1式	1,000	マイクロホン2本付き			
	映写スクリーン		1式	500				
	びょうぶ		1双	1,000				
	ホワイトボード		1台	300				
	掲示板		1台	300				
	平台		1台	300	祝宴用			
	パーテーション		1台	150				
	ビデオ内蔵型カラーテレビ		1台	1,000				
	プロジェクター		1台	1,000				
	オーバーヘッドプロジェクター		1台	500				
冷暖房設備	第1楽屋	1時間		800				
	第2楽屋			800				
	応接室			800				
	大ホール控室			800				
保管設備	コインロッカー	1回		100				
その他	コンセント	午前・午後・夜間 各1回		250	1口(1キロワット)			

南足柄市文化会館施設料金表

施設名			現行使用料
大ホール	平日	午前9時～正午	21,120
		午後1時～5時	39,600
		午後6時～10時	48,840
	土・日曜	午前9時～正午	25,080
		午後1時～5時	48,840
		午後6時～10時	62,040
小ホール	平日	午前9時～正午	5,720
		午後1時～5時	10,010
		午後6時～10時	14,300
	土・日曜	午前9時～正午	7,150
		午後1時～5時	12,870
		午後6時～10時	15,840
リハーサル室	全日	午前9時～正午	1,650
		午後1時～5時	3,190
		午後6時～10時	4,120
練習室 1	全日	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	1,150
		午後6時～10時	1,320
練習室 2	全日	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	990
		午後6時～10時	1,150
練習室 3	全日	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	990
		午後6時～10時	990

施設名			現行使用料
多目的室	全日	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	990
		午後6時～10時	1,320
会議室	全日	午前9時～正午	440
		午後1時～5時	550
		午後6時～10時	990
応接室	全日	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	990
		午後6時～10時	1,320
主催者控室	全日	午前9時～正午	440
		午後1時～5時	550
		午後6時～10時	990
展示室	平日	1日利用	12,870
	土・日曜	1日利用	14,520

大ホール	楽屋1	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	440
		午後6時～10時	770
	楽屋2	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	440
		午後6時～10時	770
	楽屋3	午前9時～正午	440
		午後1時～5時	770
		午後6時～10時	990
	楽屋4	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	990
		午後6時～10時	990

施設名			現行使用料
	楽屋事務室	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	440
		午後6時～10時	550
小ホール	楽屋1	午前9時～正午	550
		午後1時～5時	1,150
		午後6時～10時	1,480
	楽屋2	午前9時～正午	440
		午後1時～5時	550
		午後6時～10時	990
	楽屋3	午前9時～正午	440
		午後1時～5時	550
		午後6時～10時	990

シャワー室	1	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	220
		午後6時～10時	440
	2	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	220
		午後6時～10時	440
	3	午前9時～正午	220
		午後1時～5時	220
		午後6時～10時	440